

平成 14 年 5 月 3 日

文部科学省高等教育局学生課編  
「大学と学生」誌 6 月号原稿

## 山梨大学工学部における修学指導について

山梨大学教授 伊藤 洋

### はじめに

「草枕まことの華見<sup>はなみ</sup>しても来よ」。これは、「路通がみちのくに赴くに」と前詞して詠まれた芭蕉の俳句である。一句は、とかく行状の定まらない門弟の八十村路通<sup>やそむらろつう</sup>が陸奥に旅をするというので、人生で何がもっとも大切なのかを旅という苛烈な環境の中でよくよく学んで来いという、芭蕉としては強い教訓の調子を帯びた作品である。ちなみに、この句を作ったのは元禄3年(1690年)だが、その前年には芭蕉自身も『奥の細道』を踏破して、その旅の困難なことで、しかしそこから得られるかけがえの無い価値についても自身実感していたのである。

路通は、行動力に富み、いささかその度が過ぎて行儀が悪かったのと、著作権侵害のような不実なこともしたので芭蕉の勘気をこうむったのであったが、実は現代の学生は彼とはまったく違う。何をするために大学に進学してきたのか、本人にもよく分からないというように元気が無く、自分を透明にすることができるかぎり目立たないように生きている若者が急増しているのである。

山梨大学工学部では、この種の学生で、それゆえに学業成績が悪く、そのまま放置しておく、過去の統計データに照らして卒業は覚束なくなるであろうと予測される学生に早期に「退学を勧告する」制度を導入した。退学して社会経験という体験的旅をして、何を学ぶべきか、なぜ学ぶのかという高等教育のまことの意味や意義を理解してから、再度大学に戻ってやり直すこと、これがこの制度の骨子である。

ここでは、その制度の内容と、試行的に導入して半年間が経過した今の結果について報告する。

### 制度の内容

「退学」という言葉には懲罰的な記号がまつわりついている。事実、山梨大学学則でも、「第2章第7節第47条(懲戒) この学則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者に対し、教育上必要があると認めるときには、学校教育法施行規則第13条により、懲戒することがある。2懲戒は、退学、停学及び訓告とする。」とあって、退学という言葉は「懲戒」用語として使われている。この条文がいう「学生としての本分」の何たるかの定義は、学則の条文上はどこにも無いので、これに「学業成績」が入るか否かという解釈には問題がある。他大学の例を見ると、はっきりと「学業成績不振」を「懲戒としての」退学の要件として確定しているところもあるが、山梨大学では昭和43年の学園紛争以来あいまいのままであった。したがって、本制度検討の最初の議論はここ

から始まった。結局、上記学則第 47 条でいう「学生としての本分に反する行為」に学業成績不振は含まないこととして、賞罰を規定した第 7 節ではなく、留学・休学等を規定した第 5 節第 43 条に、新たに第 2 項として「学業成績不振により成業の見込みがないと認められた者には、退学を命ずることがある。」とする条文を加えて学則を改正し、早期退学勧告制度を「懲戒」の範疇ではなく、留学・休学のような自己都合に属す制度として創設したのである。

この学則を受けて、工学部履修規定を改正した。すなわち、工学部履修規定第 15 条第 2 の第 1 項に、「病気その他やむを得ない事情が無いにもかかわらず、入学後 1.5, 2, 3 および 4 年終了時の全取得単位数が、それぞれ 30, 40, 55 および 70 単位未満の者、及び 5 年次終了時に卒業論文履修条件を満足できない者に退学を勧告する。」として、退学を勧告する場合の具体的な評価項目も定めた。

ただし、この制度は、ただ成績不振者を退学させるということの意味しない。上述のように、「草枕まことの華見しても来よ」という気持ちであるから、工学部履修規定第 15 条第 2 の第 2 項に、「第 1 項の規定により退学勧告を受けて退学した者で、一年以上経過した後、再入学の意志をもつ者は、学則第 25 条により再入学を認めることがある。」として、復学を前提とした制度であることを条文化した。

## 復学条件

学力不振学生の特徴として、職業意識の希薄さがある。アイデンティティ形成の未熟さのために、自分の人生の夢や希望が描けない。親からの学費送金は磐石なものと確信しているから、自立の時が迫っていることに気が付かない。大学での学習が極く近未来の自立への助走路であるという意識の無いまま学習意欲を喪失しているのである。そこで、この制度では、「勧告」によって退学した後一定期間の社会経験によって、学習の必要性、学習することの意味、学習することの楽しさに気が付いた者には復学を認めることとしている。

企業経営者が経営に行き詰った場合など、行方をくらまして二度と姿を見せないというような例が枚挙にいとまない。夜逃げまではしないものの、二度と立ち直れないほど心理的障害を受けてしまう例も少なくない。つまり、挫折からの立ち直りを実に難しくしている文化がこの国にはあるらしい。そこでこの制度導入について特に意識したのは「挫折からの回復」の仕組みを入れ込むことであった。

そこで、工学部履修規定の細則として、「退学勧告により退学した者の再入学に関する細則」を定めた。その第 2 条に、「再入学の条件については、次のとおりとする。(1)再入学の時期は、学年の始めとする。(2)退学後一年以上経たるものを対象とする。なお、再入学の際の転学科は認めない。(3)基準単位にあわせた学年に再入学を認める。また、再入学する学科で順序指定科目が決められている場合は、その科目の履修状況を勘案して、当該学科で決定する。ただし、基準単位は別に定める。(4)既修得単位数は単位認定のうえ認めるが、再入学年次の学生便覧の規定を適用する。ただし、在学期間は別に定める。」としている。また、この再入学については、何年後でも原則としてこれを認めることとしている。

## 退学手続き

本制度は、学校年度では平成13年度に導入したので、適用学生は平成13年度入学生からであり、彼らが入学後1.5年を経過した時点、すなわち平成14年10月から適用するのが本来的なやり方である。しかし、実際には昨年度前期終了時点の平成13年10月に「試行的」にこれを導入した。試行的というのは、工学部履修規定第15条第2第1項に照らしてこれに抵触している学業成績不振者に対して「退学勧告相当」であることを通告し、今のままでは卒業は不可能であること、よってこのままでは本学部は近い将来退学を勧告するであろう旨のメッセージを対象学生とその保護者に宛てて工学部長名で通知した。

その数は、総学生数2,649人の3.9%にあたる104人であった。ただし、学年別に見ると、1年次生3.4%、2年次生3.3%、3年次生5.0%、4年次以上4.0%で、各学年でほぼ5%程度で平均化されている。ということは、学力不振学生というのは大学入学直後にすでに発生していて、これが学内でそのまま放置されることによって取り返しのつかない無益な年数を過ごしてしまっているらしいことが分かるのである。

ところで、工学部のように職業性の強い学部では、大多数の学生は自分の将来の職業についての概念的なイメージを持って入学してくる。しかるに、上述のように成績不振学生にはそういう職業観が極めて希薄である。そして、成績不振者が入学時点から存在するということは、職業観と大学入学に関する適切な進路指導がなされていないことの証左である。

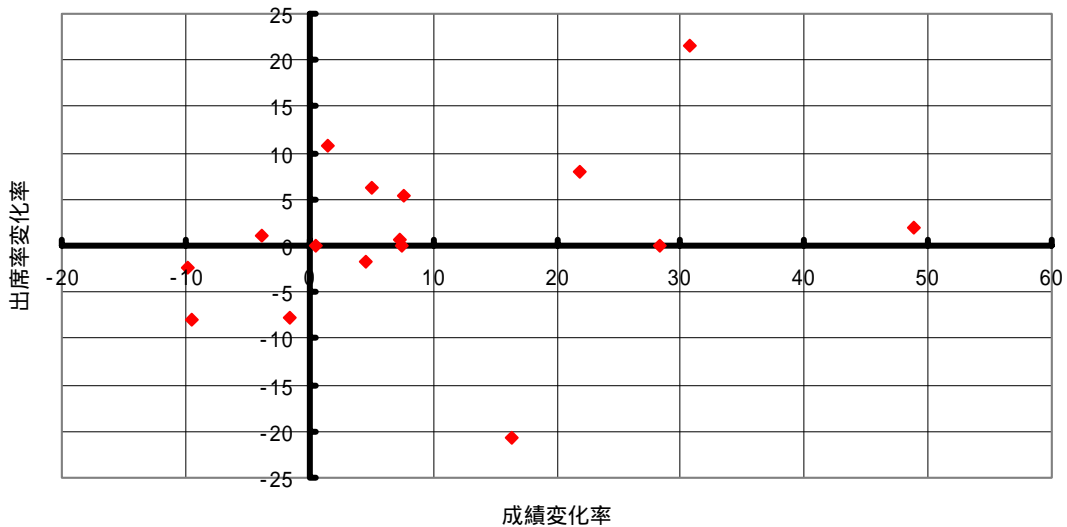
さて、この勧告に応じて退学手続きを取った学生は30人であった。その半数は4年次生以上の学生であって、言われるまでもなくすでに卒業の可能性がほとんど消滅している者達であった。それ以外の学生には、立ち直るべく努力してみろという本人と保護者の決意をよしとして、制度の本格導入までは静観することとして処置している。

## おわりに

このように山梨大学工学部における「退学勧告制度」は、その本格的実施は平成14年10月からであるが、試行という形で事実上実施に入っている。そこで実施半年後の平成14年3月にその効果を探ってみた。

無作為に抽出した教官16名に、本制度実施前の平成12年度後期と同じ科目について、実施後の平成13年度後期におけるその授業の出席状況と成績評価の平均値を調べて報告してもらった。その結果を図に示す。

成績変化率と出席率変化率の散布図



図の横軸は、成績のパーセントポイント変化率で、正は平成 12 年度より 13 年度の方が成績が好転していることを示している。また、同様に縦軸は授業への出席率の変化をパーセントポイントで表し、その正の値は平成 12 年度より 13 年度の方が出席率が増加していることを示している。

上図を見ると、全体として第 1 象限に点が集中していることが分かる。これは、退学勧告制度の導入を機に、授業への出席率が増し、学業成績も向上して、早くも正の成果が現れているためかもしれない。もとより一回だけの調査で確認できるわけではないが、よい成果に結びつく可能性があることをこのデータは暗示しているものと筆者は解釈している。

学生たちに直接意見を聴取した結果でも、ほぼ肯定的であった。その中で特筆すべきものとして、大学が「ダメなものはダメ」というメッセージを送ってくれたことを歓迎するというものがあり、それが意外に多かったことである。

現代の学生にとって、模範とすべき大人の像が存在しないということがある。偉人像とまでは言わないとしても講義室における教官という人生の先輩も、単位を与奪する絶対者としては映っていても、自己の人生に係わって身近な指導者とは認識できていないようである。星の数ほど歴史年表に載る偉人はいても、彼らの生き方が、招来するであろう未来において学生たちの有益なモデルとなりそうにも感じられない。まして周囲も含めて緊張を欠いた日常が単調に繰り返されている。にもかかわらず誰からも、注意を喚起されることは皆無であった。そこへ、青天の霹靂のように「退学勧告」という「リーズナブル」な NG が発せられたというのが偽らざる実感のようである。路通が、芭蕉の最期に立ち会って獅子奮迅の活躍をしたように、勧告され退学した学生が旅から帰ってくることを期待したい。

ところで、この制度を教官側に照らしたとき、果たして退学を「勧告する」に値する内容の濃い講義をしているのか、若い学生たちから見てそれに人生をかけたくなるような深々たる興味を喚起する内容を教えているのか、必ずしも疑問なしとはしない。その意味で、本制度の導入は、教官に

としては天に向かって吐いた唾である。それゆえ、本制度を受容したことはとりもなおさず「良い授業」を行うことを教官も決意したのであり、山梨大学工学部としては、今後優等な学力の学生だけを世に出すという社会的なメッセージも込めているのであって、それこそがこの制度検討の最大の成果だと筆者は認識しているのである。

本制度を導入するについて、学部内では2年半にわたって勢力的に討議を進めてきた。学内合意形成のために忍耐強く委員会を指導してきた学部教務主任会議委員長であった山梨大学工学部の武藤真三教授、古川勝教授の努力がなければこの制度の導入は不可能であった。両教授とこの間委員であった教官諸氏に記してその労を評価したい。